

第95期末（2024年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,660,378	預金	6,235,221
現金	20,436	当座預金	609,672
預け金	1,639,941	普通預金	1,985,822
コ－ル口－ン	452,271	通知預金	33,215
買入金銭債権	33,329	定期預金	3,527,160
特定取引資産	20,922	その他の預金	79,351
特定金融派生商品	20,922	譲渡性預金	508,780
有価証券	1,219,610	債券	3,296,400
国債	560,085	債券発行高	3,296,400
地方債	428,971	コ－ルマネ－	102,271
短期社債	19,999	債券貸借取引受入担保金	283,989
社債	75,094	特定取引負債	11,650
株式	56,516	特定金融派生商品	11,650
その他の証券	78,943	借入金	1,409,872
貸出金	9,627,443	借入金	1,409,872
割引手形	102,583	外国為替	1,300
手形貸付	287,033	外国他店預り	0
証書貸付	7,568,054	未払外国為替	1,300
当座貸越	1,669,772	社債	100,000
外国為替	25,487	その他の負債	68,408
外国他店預け	15,883	未払法人税等	5,701
買入外国為替	587	未払費用	7,613
取立外国為替	9,015	前受収益	4,688
その他の資産	101,624	金融派生商品	8,623
前払費用	7,824	金融商品等受入担保金	7,182
未収収益	7,009	資産除去債務	1,477
金融派生商品	1,523	その他の負債	33,122
金融商品等差入担保金	81,469	賞与引当金	4,450
その他の資産	3,797	役員退職慰労引当金	167
有形固定資産	36,743	睡眠債券払戻損失引当金	41,203
建物	13,715	環境対策引当金	66
土地	20,684	支払承諾	143,441
その他の有形固定資産	2,343	支払承諾	142,618
無形固定資産	29,720	代理貸付保証	822
ソフトウェア	7,596	負債の部合計	12,207,222
その他の無形固定資産	22,123	(純資産の部)	
前払年金費用	34,779	資本金	218,653
繰延税金資産	35,546	危機対応準備金	129,500
支払承諾見返	143,441	特別準備金	400,811
支払承諾見返	142,618	資本剰余金	0
代理貸付保証見返	822	その他資本剰余金	0
貸倒引当金	△194,504	利益剰余金	243,992
		利益準備金	26,907
		その他利益剰余金	217,084
		固定資産圧縮積立金	313
		特別積立金	49,570
		繰越利益剰余金	167,200
		自己株式	△1,159
		株主資本合計	991,797
		その他有価証券評価差額金	27,664
		繰延ヘッジ損益	111
		評価・換算差額等合計	27,775
		純資産の部合計	1,019,572
資産の部合計	13,226,795	負債及び純資産の部合計	13,226,795

損益計算書

(单位：百万円)

科 目										金 額	
経	常	收	益								145,144
	資	金	運	用	収	益					
		貸	出	金	利	息					
		有	価	証	券	利	息	配	当	金	
		コ	ー	ル	ロ	ー	ン	利	息	息	
		預	け	金	利	息					
		金	利	ス	ワ	ッ	プ	受	入	利	
		そ	の	他	の	受	入	利	息	息	
	役	務	取	引	等	収	益				
		受	入	為	替	手	数	料	益		
		そ	の	他	の	役	務	収	益		
	特	定	取	引	収	益					
		特	定	金	融	派	生	商	品	収	
		の	他	業	務	収	益				
	そ	の	外	国	為	替	売	買	益		
		外	債	等	債	券	売	却	益		
		の	他	経	常	収	益				
		償	却	債	権	取	立	益			
		株	式	等	売	却	益				
		そ	の	他	の	経	常	収	益		
経	常	費	用								123,226
	資	金	調	達	費	用					
		預	金	利	息						
		譲	渡	性	預	金	利	息			
		債	券	利	息						
		コ	ー	ル	マ	ネ	ー	利	息		
		売	現	先	引	支	払	利	息		
		債	券	貸	借	取	金	利	息		
		借	用	債	利	支	払	利	息		
		社	金	ス	ワ	ッ	プ	支	払	利	
		金	の	他	の	支	払	利	息		
	役	務	取	引	等	費	用				
		支	払	為	替	手	数	料			
		そ	の	他	の	役	務	費	用		
	特	定	取	引	費	用					
		特	定	取	引	有	価	証	券	費	
		の	他	業	務	費	用				
		国	債	等	債	券	売	却	損		
		債	券	発	行	費	償	却	用		
		金	融	派	生	商	品	費	用		
		そ	の	他	の	業	務	費	用		
	営	業	他	経	常	費	用				
		の	貸	倒	引	当	金	繰	入	額	
		貸	出	式	金	等	償	償	却		
		株	の	他	の	経	常	費	用		
		そ									
経	常	利	益								21,918
特	別	固	定	資	産	処	分	益			79

第95期

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資 本 剰 余 金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	0
当期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	0	0
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	0

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
		固 定 資 産 圧縮積立金	特別積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	26,008	332	49,570	157,211	233,123	△1,153	980,935
当期変動額							
剰余金の配当	899			△5,394	△4,495		△4,495
固定資産圧縮積立金の取崩		△19		19	－		－
当期純利益				15,363	15,363		15,363
自己株式の取得						△6	△6
自己株式の処分						0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	899	△19	－	9,988	10,868	△6	10,861
当期末残高	26,907	313	49,570	167,200	243,992	△1,159	991,797

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	16,227	2	16,229	997,165
当期変動額				
剰余金の配当				△4,495
固定資産圧縮積立金 の取崩				—
当期純利益				15,363
自己株式の取得				△6
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	11,436	108	11,545	11,545
当期変動額合計	11,436	108	11,545	22,407
当期末残高	27,664	111	27,775	1,019,572

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権とにグルーピングし、また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権については、さらに貸出条件緩和の有無によりグルーピングしております。これらのグループ毎に、主としてそれぞれ今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 194,504百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表（重要な会計上の見積り）」の「1. 貸倒引当金」に記載した内容と同一であります。

追加情報

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は、次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 4,605百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債及び地方債に合計120,101百万円含まれております。
3. 株式会社商工組合中央金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	116,672百万円
危険債権額	185,326百万円
要管理債権額	69,427百万円
三月以上延滞債権額	1,559百万円
貸出条件緩和債権額	67,867百万円
小計額	371,425百万円
正常債権額	9,421,003百万円
合計額	9,792,429百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、103,171百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 689,498百万円

担保資産に対応する債務

預金 441百万円

債券貸借取引受入担保金 283,989百万円

借入金 225,423百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,660百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金・敷金等1,254百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,857,717百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,634,735百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 70,000百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 16,136百万円
9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。
10. 社債には、劣後特約付社債100,000百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は8,347百万円であります。
12. 関係会社に対する金銭債権総額 15,543百万円
13. 関係会社に対する金銭債務総額 7,079百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- 資金運用取引に係る収益総額 31百万円
- 役務取引等に係る収益総額 11百万円
- その他業務・その他経常取引に係る収益総額 306百万円
2. 関係会社との取引による費用
- 資金調達取引に係る費用総額 0百万円
- 役務取引等に係る費用総額 125百万円
- その他業務・その他経常取引に係る費用総額 0百万円
- その他の取引に係る費用総額 3,405百万円
3. 「その他の経常収益」には、睡眠債券の収益計上額4百万円が含まれております。
4. 「その他の経常費用」には、睡眠債券払戻損失引当金繰入額390百万円が含まれております。
5. 減損損失

当金庫が首都圏及びその他の地域に保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、継続的な地価の下落、使用目的の変更及び処分を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	減損損失 (百万円)
営業店舗3ヵ所	土地及び建物等	273
処分予定資産・遊休資産1ヵ所	土地及び建物等	774
合計	—	1,047

有形固定資産の減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、処分予定資産及び遊休資産については各々独立した単位として取り扱っており、本部・事務センター・舎宅等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産として取り扱っております。

有形固定資産の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、主として正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	10,704	39	1	10,743	(注)
合計	10,704	39	1	10,743	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2024年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2024年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	17,810	17,821	10
	地方債	6,908	6,909	1
	小計	24,718	24,730	11
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	323,044	303,574	△19,470
	地方債	66,838	66,568	△270
	小計	389,882	370,142	△19,740
合計		414,601	394,873	△19,728

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	4,605
関連法人等株式	—

上記の株式には、出資金を含めております。

4. その他有価証券（2024年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	37,287	7,980	29,307
	債券	101,001	100,953	48
	国債	73,156	73,129	27
	地方債	22,190	22,187	2
	短期社債	—	—	—
	社債	5,654	5,636	18
	その他	44,377	26,487	17,890
	小計	182,666	135,420	47,245
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	1,197	1,357	△160
	債券	568,548	573,867	△5,319
	国債	146,074	149,271	△3,197
	地方債	333,034	334,727	△1,692
	短期社債	19,999	20,000	△0
	社債	69,440	69,868	△428
	その他	33,850	35,816	△1,966
	小計	603,595	611,042	△7,446
合計		786,261	746,463	39,798

（注） 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	14,390
組合出資金	3,946

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	737	574	—
債券	135,821	187	3,482
国債	132,300	151	3,482
地方債	3,520	35	—
その他	6,054	448	—
合計	142,613	1,210	3,482

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	50,553百万円
睡眠債券払戻損失引当金	12,562
その他	11,920
繰延税金資産小計	75,037
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△22,651
評価性引当額小計	△22,651
繰延税金資産合計	52,385
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	12,134
固定資産圧縮積立金	137
前払年金費用	4,518
その他	48
繰延税金負債合計	16,839
繰延税金資産の純額	35,546百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 224円86銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの当期純利益金額 7円6銭